

幕別町社会福祉協議会

第3・4期地域福祉実践計画

(平成24年度～平成28年度)

平成24年5月

社会福祉法人 幕別町社会福祉協議会

はじめに

地域福祉を取り巻く社会環境は、進展する少子・高齢化の波が地域社会及び家族機能に大きな影響を及ぼしており、地域の「つながり」が希薄化する中で、子育てや介護をめぐる問題、急増する児童・高齢者虐待への対応、社会的援護を要する人々への支援など、これまでの社会福祉制度の枠組みでは対応することが難しい課題が顕在化するなど、大きく変化してきています。

これらの変化の中で、地域福祉の考え方も、従来の限られた人を保護・救済するといった観点から、子育てや介護などの身近な生活課題を含めた、すべての住民を対象とするものになってきており、今日、社会福祉法において地域福祉の推進を図る母体として明確に位置付けられた社会福祉協議会の果たす役割は、ますます大きなものになってきています

このたび、誰もが地域で自分らしく安心して暮らせる、やさしさと温もりのある福祉のまちづくりを目指した積極的な取り組みを進めるため、「ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本目標とする「第3・4期地域福祉実践計画」を策定しました。

平成24年度からの5か年、幕別町社会福祉協議会は、この計画に基づき地域福祉活動を進めてまいります。本計画は、町が策定している「幕別町地域福祉計画」と両輪をなすものであり、地域福祉の実現という共通の目的に向かって連携して取り進めていかなければならないと認識しております。また、住民との協働、関係機関との連携を図ることが特に重要と考えておりますので、皆様方の尚一層のご理解とご支援をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました策定員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係団体の皆様など多くの方々に心から厚くお礼を申し上げます。

平成24年5月

社会福祉法人 幕別町社会福祉協議会

会 長 清 水 雅

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉を取り巻く社会の状況

少子高齢化が急速に進む中で、核家族の進行、地域意識の希薄化が叫ばれ、家庭や地域で支えあう力が弱まりつつあります。また、高齢者のみの世帯、とりわけひとり暮らしの高齢者の増加や障がいの重度・重複化の傾向が見られる一方で、引きこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待や高齢者虐待、孤立死など新しい社会問題が増加しています。

このような中で、住民の生活ニーズは多種多様となり、従来の公的な福祉サービスのみでは対応できなくなってきました。

地域社会における様々な生活課題に対応することは、支援を要する者が地域でその人らしい生き方を全うすることで、自己実現を可能にすると同時に支援する者も地域における活動を通じて自己を実現することでもあります。住民が時と場合に応じて、支え、支えられるという「支えあい」の関係を構築することが求められています。

このような中で、基本的な福祉ニーズは、公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域における身近な生活ニーズに対応するため、住民が主体的に福祉に参加し、地域における「新たな支えあい・共助」の領域を拡大、強化することが重要となってきました。

(2) 社会福祉協議会と地域福祉実践計画

社会福祉協議会は、平成12年に施行された社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されており、通称「社協（しゃきょう）」と呼ばれる公共性と自主性を有する民間組織です。

社協の基本的性格は、社会福祉協議会基本要項において「地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う」と定義されています。

町が策定する地域福祉計画は、住民がともに支えあい、助けあうという意識の形成、その仕組みやネットワーク、住民・事業者・町の役割や取り組みについて、基本的な理念や方針を定め、地域福祉を推進することを目指しています。

一方、社協が策定する地域福祉実践計画は、住民ニーズに立脚し様々な関係機関と連携し、地域福祉を推進するため、社協の組織の中・長期的な基盤強化、在宅福祉サービス、ボランティア等の民間活動の行動計画を盛りこんだ内容となり、社協が地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定そのものが社協の事業として重要なものになっています。

2 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画（町が策定する行政計画）

町が策定した「地域福祉計画」は、幕別町のまちづくりの指針である「第5期幕別町総合計画」に基づき保健福祉分野における「幕別町高齢者福祉計画・幕別町介護保険事業計画」や「幕別町障害福祉計画」などの個別計画と整合性を図るとともに、これらの計画を地域において総合的に推進するための計画として、平成23年3月に策定されました。なお、計画期間は、平成22年度（2010年度）を始期とし、平成26年度（2014年度）までの5年間となっています。

(2) 地域福祉実践計画（社協が策定する民間計画）

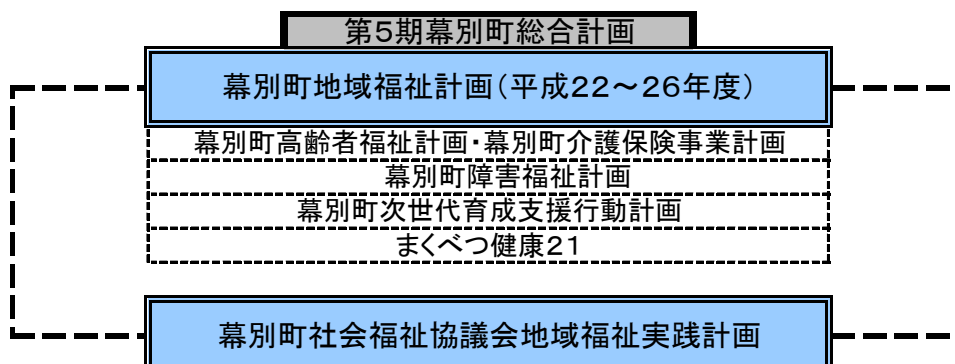
社協はこれまで、地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、ボランティア、民生・児童委員、NPOなどと連携・協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制づくり、社協運営・経営に取り組んで参りましたが、その活動の指針となる「地域福祉実践計画」においては、第2期計画（平成14年度まで）以降は策定しないまま今日に至っていましたが、中長期的視野に立った計画的な地域福祉活動を展開するため、このたび「第3・4期地域福祉実践計画」を策定することとしました。この計画は、町の「地域福祉計画」など福祉関係諸計画との整合性に配慮しながら具体的な実践目標を掲げた計画とします。

(3) 地域福祉計画と地域福祉実践計画との関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉実践計画」となります。

3 計画の期間

この「第3・4期地域福祉実践計画」は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。ただし、その後の社会情勢、福祉諸制度の改変に対応するため、特に計画期間が異なる「地域福祉計画」との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。



第 2 章

地域福祉の現状と課題

第2章 地域福祉の現状と課題

1 幕別町の地域福祉を取り巻く現状

(1) 幕別町の地域特性

幕別町は、北海道・十勝の中央部からやや南に位置し、西は十勝の主要都市である帯広市と更別村に、北は音更町と池田町、東は豊頃町、南は大樹町に隣接し、日高山脈を遠くに仰ぎ、アイヌ語で「マクウンペツ（山際を流れる川の意）」と言われるように、サケが遡上する遠別川をはじめ、札内川、途別川、十勝川が流れ、平地や段丘が広がる大地では、畑作や酪農を中心とした農業が盛んに行われています。

平成18年2月に、平成の大合併により、十勝で唯一となる幕別町と忠類村が合併し、新幕別町が誕生しました。町ではこの合併に合わせて、第5期幕別町総合計画を策定し、計画の将来像を「人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの郷土」と定め、新たなまちづくりを進めています。

(2) 幕別町社会福祉協議会の変遷

幕別町社会福祉協議会は、昭和26年8月に設立し、平成23年度で創立60周年、法人化30周年を迎えましたが、この間、平成18年4月に幕別町と忠類村の合併を受けて、忠類村社会福祉協議会与合併し、新しい「社会福祉法人幕別町社会福祉協議会」がスタートしました。

合併後6年を経過しましたが、町においては、幕別と忠類のそれぞれが持つ地域特性を伸張し、機能分担により地域の力と価値を高め、新町全体としての調和のとれたまちづくりを進めるとともに地域特性の再発見や郷土の意識の共有を図り、一つの町としての一体感の醸成、確保に努めることを念頭にまちづくりを進めています。

社会福祉協議会が策定します「地域福祉実践計画」は、昭和60年度において、計画期間を平成元年度までの5年間とする「第1期地域福祉実践計画」を、平成5年度には、平成14年度までの10年間を計画期間とし、計画の名称を「幸せをささえあうことのできる福祉のまちプラン」とする「第2期地域福祉実践計画」をそれぞれ策定しましたが、その後は諸般の事情により策定しないまま今日に至っております。

平成18年4月に合併により新たなスタートを切った「新幕別町社会福祉協議会」としては、今回策定する「第3・4期地域福祉実践計画」が初めての計画となりますので、町がまちづくりの基本姿勢の一つとして掲げている「均衡ある発展と一体感の醸成」にも意を配した地域福祉の推進となるような計画づくりに務めてまいります。

(3) 人口の推移

幕別町の人口は、年々増加の傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。また、年齢階層別の状況では、65歳以上の人口割合が増加しており、高齢化が着実に進んでいます。

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15歳未満	4,718人	4,205人	4,200人	4,086人	3,731人
15～64歳	15,452人	16,049人	16,905人	16,713人	15,945人
65歳以上	3,208人	3,986人	4,952人	6,069人	6,867人
不 詳	30人	—	23人	—	4人
総 人 口	23,408人	24,240人	26,080人	26,868人	26,547人
高齢化率	13.7%	16.4%	19.0%	22.6%	25.9%

資料 国勢調査

(4) 要介護高齢者の状況

高齢者の増加及び長寿命化に伴い、年々要介護認定者及び認定率は増加する傾向にあります。

区 分	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
要支援1	108人	10.4%	112人	10.3%	117人	10.2%	121人	10.2%
要支援2	180人	17.4%	188人	17.3%	197人	17.2%	204人	17.1%
要介護1	188人	18.1%	197人	18.1%	207人	18.1%	216人	18.2%
要介護2	154人	14.9%	162人	14.9%	171人	15.0%	179人	15.0%
要介護3	162人	15.6%	171人	15.8%	180人	15.8%	188人	15.8%
要介護4	153人	14.7%	161人	14.8%	171人	15.0%	180人	15.1%
要介護5	92人	8.9%	96人	8.8%	99人	8.7%	102人	8.6%
合 計	1,037人		1,087人		1,142人		1,190人	

資料 幕別町地域福祉計画

2 幕別町社会福祉協議会の現状と課題

(1) 社会福祉協議会の財源

社会福祉協議会の財源は、会費・寄付金・共同募金といった財源を住民から募りつつ、行政からの補助金・受託金収入によって支えられており、分かりにくい構造となっています。

平成 22 年度の決算では、経常収入合計に対して、会費収入、寄付金収入がそれぞれ 1.4%、共同募金配分金収入が 1.6%、補助金収入が 8.7%、受託金収入が 24.2%、高齢者就労センターなどの事業収入が 32.1%、介護保険事業収入が 26.2%となっており、高齢者就労センターと介護保険事業の事業収入以外は、ほとんど町からの補助金と受託金収入に依存している状況にあります。

経常収入合計の推移では、事業収入等の伸びにより、年々増額の傾向にありますが、会費は、年々減額の傾向にあり、今後、自主財源である会費をどう確保していくかが大きな課題となっています。

表一1 経常収入の推移

単位：円

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度
会費収入	2,853,050	2,897,550	3,005,550	3,108,600
寄付金収入	3,034,099	2,926,857	3,883,379	2,546,057
補助金収入	18,242,550	15,104,580	15,106,200	15,142,550
受託金収入	50,849,966	51,066,607	50,264,957	52,089,779
事業収入	67,469,521	66,546,773	60,472,300	56,560,829
共同募金配分 金収入	3,257,023	3,260,572	3,675,112	7,339,390
介護保険事業 収入	54,958,756	56,623,543	56,106,729	53,318,047
その他収入	9,252,389	6,575,757	8,315,800	10,280,340
経常収入合計	209,917,354	205,002,239	200,830,027	200,385,592

(2) 組織体制

本社協における理事の定数は 15 名で、民生委員児童委員協議会から 3 名、保護司会から 1 名、ボランティア団体等から 2 名、障害者団体から 1 名、老人クラブ連合会から 1 名、社会教育委員会から 1 名、福祉施設の役職員から 1 名、学識経験者から 5 名の構成となっています。

また、評議員の定数は 40 名で、その内、社会福祉に関係のある団体の代表及び学識経験者として選任する評議員の定数は 8 名で、民生委員児童委員協議会から 2 名、保護司会から 1 名、ボランティア団体等から 1 名、障害者団体から 1 名、学識経験者から 3 名となっており、社会福祉事業に関心を有する者として選任する評議員の定数は 32 名で、町内の行政区を 32 地区に分け、公区長さんなどをお願いしていますが、32 の選任区分において、関係する公区数や戸数にはばらつきがあり、見直しが必要となっています。

また、事務局体制においては、平成 23 年 4 月 1 日現在において、正職員 9 名など全体で 43 名の体制となっていますが、ケアプランセンターの職員が法人部門の事務を兼務するなど、職員配置や事務分掌の見直しが課題となっています。また、事務局長や事務局次長などが行政職員の派遣となっていますが、長期的な視野に立った事業展開のためにプロパー化を図ることが必要になっています。

表一 職員数

単位：人

区 分	正職員	常雇職員	嘱託職員	臨時職員	派遣職員	計
法人部門	4	0	0	5	2	11
ケアプランセンター	1	0	0	2	0	3
デイサービスセンター	2	1	1	9	0	13
高齢者就労センター	0	0	1	1	0	2
忠類支所	2	2	2	7	1	14
合 計	9	3	4	24	3	43

(3) 地域福祉活動支援事業（各種団体への助成）

地域福祉活動の振興を図るため、住みよい地域社会の創造や地域の特性を生かした地域福祉の活動などに対し助成を行い、地域福祉活動の向上を高めることを目的とした事業で、活動を 1 年以上継続して実践している町内団体で、社会教育の推進、障がい者福祉の向上、老人福祉の向上、地域福祉の推進、子供の健全育成、ボランティア活動の振興などの事業を対象に助成金を交付していますが、新たに助成を希望する団体がなく、助成を継続している団体においても、事業のマンネリ化が見られ、事業のあり方や助成の内容、周知方法など、事業を総合的に見直す時期にきていると思われます。なお、各種団体への助成については、共同募金委員会でも助成金を交付しており、見直しにあたっては、共同募金委員会の助成事業との整合性を図る必要があります。

(4) 福祉関係団体への支援

福祉関係団体への支援については、地域福祉活動支援事業による助成金の交付のほか、老人クラブ連合会の「シルバーふれ愛まつり」、障害者団体連絡協議会の「親睦スポーツ大会」、NPO法人幕別町手をつなぐ親の会「ひまわりの家」の「ひまわりまつり」の手伝いをはじめ、母子若葉会の「しめ縄販売」の協力や遺族会、身障分会の会費徴収の協力や主要事業の手伝いなどの支援を行っています。

幕別町においては、各団体の運営は自主運営をお願いしていますが、一部の団体においては、会員の減少と高齢化により、自主運営が難しい状況も発生しています。

(5) 車いす・福祉車輛・地域ふれあい用具貸出事業

車いす及び福祉車両の貸出事業は、平成18年度から実施しており、福祉車両の実績は現在まで1件と利用は少ない状況にあります。車いすの実績は年々増加してきています。なお、住民からはシルバーカーの貸し出しを希望する声が寄せられています。

また、平成22年度から公区や町内で活動している団体を対象に地域福祉活動や地域交流活動を支援するため、レクリエーション用具等の貸し出しをすることにより、地域福祉に寄与することを目的に「地域ふれあい用具貸出事業」を実施しています。貸し出し用具を徐々に揃えてきていますが、利用者が何を希望するかというニーズ把握が必要となっています。

(6) 社会福祉大会・ふれあい広場等の開催

社会福祉大会は、地域福祉の推進に貢献された方々に感謝の意を表すために顕彰を行うとともに、福祉関係者が一堂に会し、地域福祉の現状を見つめ、あり方を考えることを目的に開催していますが、一般住民の参加者が少ないことや開催の目的が明確でないとの意見もあり、今後の開催にあたっては、テーマを決めるなど内容の見直しが必要となっています。

また、ふれあい広場は、平成18年度までは社会福祉大会と同時開催でしたが、平成19年度からは単独開催となり、実行委員会の事務局も社協から障害者団体連絡協議会に移行となり、社協は事務局補佐を担うことになりましたが、実質的な関わりは従前と同様で、今後、ふれあい広場を社協の事業としてどう位置付けていくのが課題となっています。

また、社協主催の事業として、社協会長杯ゲートボール大会を開催していますが、平成24年度で第30回の節目を迎えることになり、この節目を契機に「高齢者の交流」のあり方などを見直す必要があると思われます。

(7) 福祉金庫・生活福祉資金の貸付

福祉金庫の貸付は、低所得世帯に対し、災害、疾病、就学、葬祭などの緊急不時の出費を要する方に応急資金の貸付を行うことにより、経済的自立の助長と福祉の増進を図ることを目的に、町内に6ヶ月以上居住する方を対象に5万円（特別の事情の場合は10万円）を限度に貸付をしています。貸付期間は1年以内で無利子となっています。

貸付等の利用状況では、近年の景気低迷等により、貸付の利用が伸びているのに対し、償還額が減少の傾向にあり、償還額に対し貸付額が上回る状況が続き、貸付資金に不足をきたすため、法人運営事業会計から繰り入れをしている状況にあります。また、この事業は、昭和55年度から実施していますが、貸付残高の中には不良債権と思われる滞納額も含まれており、これの整理が大きな課題となっています。

また、道社協が実施している生活福祉資金の貸付に係る相談や申請書の進達、償還指導も行っています。

表一1 福祉金庫等利用状況

単位:円

区 分	平成22年度		平成21年度		平成20年度		平成19年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉金庫貸付状況	28	820,000	23	793,000	20	725,000	26	844,500
福祉金庫償還状況	52	697,000	47	715,000	35	373,000	59	635,500
生活福祉資金利用状況	1	576,787	2	1,507,000	1	130,000	1	120,000

(8) ボランティア活動の推進

ボランティア活動の推進については、平成10年度にボランティアセンターを設置し、7名の委員で構成し運営しています。また、平成15年度からはボランティア活動の推進役として、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの受給調整や相談業務、情報の収集・提供などを行っています。

ボランティアセンターでは、ボランティアコーディネーターの配置のほか、ボランティアスクールやボランティア交流研修会の開催、ボランティア研修事業への参加、おもちゃの病院への協力などの事業を実施しており、事業の周知や情報提供のため、年6回ボランティアだよりを発行しています。

また、町内の小・中・高校に福祉教育の一環として、児童生徒のボランティア活動普及事業を対象に1校あたり3万円の助成を行っています。

ボランティアの登録状況では、団体が14団体283名、個人が65名となっていますが、各団体の交流や情報交換等の機会が少ないことなどのほか、個人ボ

ランティアの活動が特定の個人に限られていることなどが課題となっています。なお、個人ボランティアにはボランティア保険の掛金の助成を行っています。

ボランティアセンターの職員については、地域福祉を担当する職員が兼務をしていますが、ボランティア事業に多くの時間を割けない状況にあり、ボランティアコーディネート制度の効率的な活用などボランティアセンターの機能があまり発揮できていない状況にあります。

地域福祉を推進する上で、ボランティア活動の推進は重要なので、ボランティアセンターの活性化を図るため、職員体制や運営のあり方について検討が必要となっています。

(9) 共同募金事業の推進と歳末見舞金・在宅福祉サービス事業

共同募金は、地域福祉活動の貴重な財源となることから、共同募金委員会と連携を図り、共同募金、歳末助けあい運動の趣旨啓蒙と募金活動等の事業への協力をしています。

また、歳末助けあいを原資とした、歳末見舞金事業やほほえみサポートなどの在宅福祉サービス事業を民生・児童委員さんの協力を得て実施しています。

共同募金も会費同様に募金額が年々減少の傾向にあり、地域福祉事業の実施にも影響がでる状況となってきています。また、歳末見舞金事業については、現金支給の方法も含めて、事業のあり方を見直す時期にきていると思われます。

表一 共同募金額の推移

単位：円

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
戸別募金	2,707,810	2,806,020	2,892,950	2,992,157
法人募金	1,122,580	1,173,500	1,145,300	1,170,270
街頭・学校募金	101,309	153,984	93,071	83,238
その他	102,156	146,096	70,251	71,520
合 計	4,033,855	4,279,600	4,201,572	4,317,185

表二 歳末助けあい募金額の推移

単位：円

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
戸別募金	1,571,753	1,645,317	1,672,772	1,759,727
法人募金	5,000	5,000	4,000	8,000
その他	0	130,906	10,000	110,000
合 計	1,576,753	1,781,223	1,686,772	1,877,727

表一3 共同募金地域配分額（助成額）の推移

単位：円

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
社協配分	1,721,000	1,625,000	1,767,185	2,027,000
各団体配分	(12件)	(12件)	(11件)	(12件)
	1,036,000	1,031,000	1,068,000	1,173,000
合 計	2,757,000	2,656,000	2,835,185	3,200,000

表一4 歳末見舞金助成事業の推移

単位：件・円

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
件 数	76	84	81	68
金 額	1,220,000	1,355,000	1,305,000	1,065,000

表一5 歳末在宅福祉サービス事業の推移

単位：件・円

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
特別除雪サービ ス	36	52	83	28
	17,700	20,400	41,700	21,000
特別訪問給食サ ービス	44	49	54	48
	66,000	73,500	81,000	75,000
福祉灯油	—	—	—	55
	—	—	—	528,000
ほほえみサポー ト	10	7	40	—
	50,000	35,000	200,000	—
合 計	133,700	128,900	322,700	624,000

(10) 町との共同事業

平成12年度から町が介護保険を補完する施策として実施している各事業のうち、介護用品等給付事業と在宅介護者の集い事業については、事業費の半額を社協が負担をし、町との共同事業として実施しています。

介護用品等給付事業は、在宅において重度の介護を必要としている方を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、介護を受けている方の在宅生活の支援を図ることを目的とし、介護用品等の購入に要した費用の一部を助成していますが、利用者が年々増加しており、社協の負担額は、事業がスタートした平成12年度は会費の27.5%でしたが、平成22年度においては45.9%と大幅に増加してきており、事業の成果は出ていますが自主財源の乏しい社協の財政を圧迫する状況にもなっています。

また、在宅介護者の集い事業は、日頃の介護体験などを話し合い、介護者相互の交流の機会を提供し、介護者の心身の元気回復を図ることを目的とし、日帰り旅行などを活用し、春と秋の2回開催していますが、参加者からは大変好評で、冬の開催など、集まる機会を増やしてほしい旨の要望が出されています。

表一1 介護用品等給付事業の推移

単位：人・円

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
登録者数	80	85	84	72
利用実人数	74	78	79	72
利用延人数	119	132	138	117
給付額	2,617,994	2,800,539	3,082,155	2,466,807
社協負担額	1,308,997	1,400,269	1,541,077	1,233,403

表一2 在宅介護者の集い事業の推移

単位：回・人

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
開催回数	2	2	2	2
参加者数	23	50	45	35

(11) 町からの受託事業

町からの受託事業については、介護保険がスタートした平成12年度から事業内容が大幅に変更になり、介護保険を補完する施策として実施することとなった高齢者訪問給食事業（のちの高齢者食の自立支援サービス事業）など7事業を受託することになりましたが、身障者ホームヘルプ事業は平成15年度で終了となり、その後、平成18年度からは、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業を新たに受託することになりました。また、合併による忠類地域の忠類デイサービス事業と忠類住居提供事業も平成18年度から受託しており、現在9事業を受託事業として実施しています。

① 高齢者食の自立支援サービス事業

食事の調理の困難なひとり暮らしの高齢者の方等に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行うことを目的とし、昼食及び夕食を月曜日から土曜日（忠類地域は火・木・土曜日の夕食のみ）まで、利用者の注文に応じて自宅まで配達をし、その際には利用者の安否確認を行い、健康状態に異常があったときには、関係機関に連絡をすることになっています。

事業がスタートしてから10年が経過していますが、年々利用者数及び給食数が減少している状況にあります。

表一1 登録者・実利用者・給食数の推移

単位：人・食

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
登録者数	165	142	145	125
実利用者数	100	92	101	106
給食数	11,371	13,294	14,021	17,329

② 外出支援（移送）サービス事業

移送車輛により、利用者の日常生活上における外出手段の確保とその利便性の向上を図り、行動範囲の拡大を推進することを目的とし、65歳以上の方又は1、2級の下肢、体幹障がい者の方及び1級の視覚障がい者の方で、歩行が困難であり通常の車輛による移動が不可能な方はリフト付きワゴン車を利用し、又、65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方、又は1、2級の下肢、体幹障がい者の方及び1級の視覚障がい者の方で、身体が虚弱等により、公共の交通機関で移動が困難である方は通常のワゴン車を利用し、十勝管内の医療機関への通院などや公共機関又は福祉団体が実施する行事等への参加、若しくは幕別町又は帯広市（忠類地域の方は大樹町）への買い物などに対し、支援することとしています。

利用料は無料で、利用回数は、原則1人あたり2月に5回（1月に3回）までとなっており、年々利用者及び利用回数が増えている状況となっています。

表一1 登録者の推移

単位：人

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
リフト付	61	66	61	54
ワゴン車	259	236	205	169
忠類地域	18	17	25	20
合 計	338	319	291	243

表一2 延べ利用回数の推移

単位：回

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
リフト付	241	287	295	336
ワゴン車	1,517	1,398	1,204	1,301
いきいき	183	146	102	93
忠類地域	33	12	32	30
合 計	1,974	1,843	1,633	1,760

③ 布団洗濯乾燥サービス事業

身体的、環境的に布団洗濯乾燥が困難な方に、布団の洗濯乾燥サービスを提供し、保健衛生に配慮した日常生活を支援することを目的とし、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、若しくは65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方で身体が虚弱な方を対象に、敷布団、掛け布団、毛布、丹前等の寝具の洗濯乾燥サービスを実施することとしています。

利用料は無料で、1回あたりの布団の枚数は4枚を限度とし、サービスの実施回数は乾燥サービスは3ヵ月1回、洗濯サービスは年1回実施しており、登録者及び利用実績も年々増加の傾向にあります。

表一1 登録者の推移

単位：人

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
登録者数	78	66	56	58

表一1 利用実績の推移

単位：枚

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
洗 濯	249	212	175	138
乾 燥	418	304	208	183
合 計	667	516	383	321

④ 軽度生活援助事業

軽易な日常生活上の支援を必要とする方に、掃除、洗濯、調理、買い物等の家事援助を行い、自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図ることを目的とし、65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する方で要介護認定で非該当と判定されたが、日常生活に支障があるため軽度で一時的な生活支援が必要な方、若しくは病院から退院してきたばかり等の理由で、日常生活に支障があるため軽度で一時的な生活支援が必要な方に家事援助の支援をすることとしています。

利用者数及び延べ利用時間数が年々減少の傾向にあり、業務量が非常に少ないことから生活援助員の確保に苦慮する状況になっています。

表一1 登録者の推移

単位：人・時間

区分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
実利用者数	5	6	6	9
延べ利用時間数	171	249	428	338

⑤ 生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな方を対象に、近隣の公共施設に参集していただき、参加者の希望に応じて健康体操や趣味活動を行ない、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進することを目的とし、幕別地域では、いきいきエンジョイ教室や陶芸教室、また、忠類地域では、昼食交流会やバス遠足を実施することとしています。

サービスを利用できる方は、65歳以上の方で、要介護認定で非該当とされた方で、自宅に閉じこもりがちな方、若しくは身体の虚弱等の理由により、自宅に閉じこもりがちな方を対象としています。

いきいきエンジョイ教室は、日常動作訓練、健康体操、工芸等の趣味活動などの内容により、幕別、札内地域の近隣センター等8カ所（冬季9カ所）を会場に20人の定員で、2週間に1回開催しています。また、陶芸教室は、陶芸家を招いて、陶芸の初心者の方が陶芸作品を作製するもので、保健福祉センターを会場に12人の定員で、隔週で週2回開催するものです。

一方、忠類地域で実施している昼食交流会は、ボランティアの方たちが作る昼食をいただきながら、ゲームなどの交流を行うもので、ふれあいセンター福寿を会場に40人の定員で、4月から12月までの期間において月1回開催しています。

いきいきエンジョイ教室をはじめ、各事業とも利用者が固定化、減少の傾向にあり、利用者の新規開拓が課題となっています。また、いきいきエンジョイ教室においては、利用者の送迎も課題となっています。

表一1 開催回数の推移

単位：回

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
いきいき	169	176	178	174
陶芸教室	48	48	48	48
バス遠足	2	2	2	2
昼食交流会	9	9	9	9
合 計	228	235	237	233

表一2 延べ利用者数の推移

単位：人

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
いきいき	1,489	1,607	1,829	1,720
陶芸教室	221	341	339	325
バス遠足	34	51	53	59
昼食交流会	160	232	221	236
合 計	1,904	2,231	2,442	2,340

⑥ 高齢者在宅介護支援等事業

高齢者在宅介護支援等事業では、(10) 町との共同事業に掲載した「介護用品等給付事業」と「在宅介護者の集い事業」のほか、家に閉じこもりがちな、ひとり暮らしの高齢者に対し、顔を合わせて話をする「交流」の機会を確保していくため、自宅を訪問し、日常会話を交わしながら高齢者の孤独感の解消を図ることを目的に実施している「高齢者在宅訪問サービス(お元気ですか訪問)」と忠類地域にお住まいの高齢者に対して、積雪が多く除排雪が困難な場合に、冬季間の生活及び緊急時に支障をきたさないように住宅の前の通路等を除雪し、生活道路の確保を図ることを目的に実施している「忠類地域除雪サービス事業」を実施しています。

高齢者在宅訪問サービス(お元気ですか訪問)は、65歳以上のひとり暮らしの方を、また、忠類地域除雪サービス事業は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は65歳以上の高齢者を含む夫婦世帯で、いずれか1人以上が身体又は精神的な援護を必要とする世帯を対象としています。

表一1 お元気ですか訪問：登録者の推移

単位：人

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
幕別地域	18	17	17	20
忠類地域	11	9	9	9
合 計	29	26	26	29

表一2 お元気ですか訪問：延べ訪問者数の推移

単位：人

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
幕別地域	467	399	427	458
忠類地域	221	213	216	216
合 計	688	612	643	674

表一3 忠類地域除雪サービス事業の推移

単位：人・件

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
登録者数	20	17	19	17
延べ利用件数	153	115	117	58

⑦ 忠類老人デイサービス事業

忠類デイサービスセンターは、平成10年4月1日に旧忠類村が、老人デイサービスセンターとして開設し、旧忠類村社会福祉協議会が村から委託を受けて運営管理を実施してきました。合併した平成18年4月1日からは、本社協が受託事業の一つとして、デイサービスセンターに通って、入浴や食事などの各種サービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の向上、介護している家族の身体的・精神的な負担を減らすことを目的に、対象地域を忠類地域一円から駒畠・中里地区まで拡大をして実施しています。

利用定員は20人で、営業日は月曜日から金曜日の週5日間で、祭日も営業しています。なお、サービス提供時間は、午前10時から午後3時45分となっています。

表一2 利用者数等の推移

単位：人

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
登録者数（月平均）	27	30	27	24
利用者延べ人数	2,442	2,888	2,815	2,050
1日平均利用者数	9.5	11.3	11.0	8.0

⑧ 忠類住居提供事業

忠類ふれあいセンター福寿内にある生活支援ハウスにおいて、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯で、居宅において生活することに不安のある方に、一定期間、住居を提供するもので、自歩行・自炊ができ、かつ、感染性疾患や精神性疾患を持っていない方が対象となります。

一定期間、住居を提供するとともに、常駐する生活援助員が各種相談、在宅福祉サービスなどの有効利用についての紹介、助言を行うほか、安否確認、緊急時の対応などを行います。なお、入居定員は11人（世帯用2室、単身用7室）で、現在6人（世帯用1室、単身用4室）が利用しています。

⑨ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

道庁とかち野田地高齢者世話付住宅は、高齢者の方々が自立した生活を営むことができるよう、生活援助員を配置し、緊急通報システムを設置するなど、暮らしに配慮した住宅で、住宅にお困りで、公営住宅法に定める収入基準以下である60歳以上（夫婦で入居する場合はいずれかが60歳以上）の高齢者の方で、自炊可能な程度の健康状態で身体機能の低下等が認められ、または高齢のため独立した生活をするには不安があると認められた方が対象となります。

現在、15世帯の方が入居していますが、生活援助員が企画して実施する集会室を利用するの行事等については、入居者それぞれの趣味の違いなどにより、入居者全員が満足する行事等の開催は難しく、企画運営に苦慮している状況となっています。

(12) ケアプランセンター事業

居宅介護支援事業所として、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、平成12年4月1日に開設しました。

職員体制については、正職員2人、臨時職員2人（内非常勤1人）の4人の介護支援専門員を配置していますが、正職員の2人は、管理者や法人部門の事務を兼務しており、常勤換算で2.6人の体制となっています。

町内における他の居宅介護支援事業所の新たな参入や事業の採算性の問題もあり、今後のケアプランセンターのあり方について、長期的な視野に立って将来の方向性を定めることが必要となっています。

表一1 利用者の推移

単位：人

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
要支援	0	0	0	0
介護度1	250	206	192	298
介護度2	210	258	209	236
介護度3	203	195	241	180
介護度4	137	157	148	151
介護度5	51	43	45	69
合 計	851	859	835	934

(13) デイサービスセンター事業

介護保険法令に従い、契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供するため、指定介護通所事業は平成 12 年 4 月 1 日に、指定介護予防通所事業は平成 18 年 4 月 1 日に開設しました。また、平成 18 年 4 月 1 日から障害者自立支援法に基づく基準該当身体障害者デイサービス事業を開始しました。

利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上、介護している家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的に、入浴や食事などの各種サービスをしており、利用定員は、平日は 28 人、土曜日は 20 人で、営業日は月曜日から土曜日までの週 6 日間で、サービス提供時間は午前 10 時から午後 3 時 30 分までとなっています。

経営状況は現在のところ黒字で推移していますが、介護保険法の改正などにより経営が厳しくなることも予想され、利用定員の稼働率を上げるなどの努力が必要となっています。また、サービス提供時間の検討も課題となっています。

表一1 利用者数等の推移

単位：人

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
登録者数（月平均）	103	85	97	107
利用者延べ人数	6,122	6,384	6,266	5,861
1日平均利用者数	20.8	21.8	21.3	19.9

(14) 高齢者就労センター事業

高齢者就労センター事業は、高齢者の長年蓄積された経験、技術、能力を生かし、地域社会に貢献するとともに働くことの中から生きがいを求め、高齢者の福祉の向上に資することを目的に、昭和 59 年に開始した事業で、公共事業のほか、民間企業や個人などからの依頼に応じて、除草や草刈などの単純作業や除雪などの作業を実施しています。

高齢者就労センターに登録できる方はおおむね 60 歳以上の健康な方で、平成 23 年度の登録者数は 178 人となっていますが、近年、登録者数が減少の傾向にあります。

事業収入は年々伸びていますが、高齢者就労センターの運営は依然として厳しい状況が続いており、今後においても、町の人件費補助や公共事業における運搬車輛の貸与などの支援が必要となっています。

表一1 登録者数の推移

単位：人

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
幕別地域	190	189	214	192
忠類地域	12	17	20	13
合 計	202	206	234	205

表一2 就労者数の推移

単位：人

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
幕別地域	180	172	194	173
忠類地域	11	15	16	12
合 計	191	187	210	185

表一3 事業収入の推移

単位：千円

区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
公共事業	32,088	31,482	31,424	28,274
民間事業	33,467	33,214	27,251	26,117
堆肥販売	1,612	1,507	1,346	1,743
合 計	67,167	66,203	60,021	56,134

第 3 章

基本目標と基本計画

第3章 基本目標と基本計画

1 基本目標

現代社会は、少子高齢化や核家族化の進行に加え、一人ひとりの生活の多様化により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、人と人のつながりが薄れるなど、地域における支えあいの働きが低下してきています。

このため、町の地域福祉計画の基本理念であります「地域でともに支えあう安らぎと温もりのあるまちづくり」を基本理念とし、誰もが地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくりと地域に理解される社協づくりを目指し、道社協が設定した全道共通目標を基本目標とし、幕別町社会福祉協議会のスローガンを次のとおり定めます。

～ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり～

～地域に理解される社協づくりを目指して～

2 基本計画

基本目標をより具体化し実践するために、次の4つの基本計画を柱にして事業を推進します。

- 基本計画1 地域の課題を発見・共有し、解決するための仕組みづくり**
地域のニーズや課題を共有し、住みなれた地域でいつまでも安心した生活ができるまちづくりを推進するために、地域住民とともに支えあう仕組みづくりを推進します。
- 基本計画2 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための仕組みづくり**
誰もが地域で安心・安全に、健康で自立した生活ができるように、福祉サービスや介護サービスの充実に努めるとともに、誰もが必要な時に必要なサービスを受けられる体制づくりを推進します。
- 基本計画3 地域づくりを主体的に担う人づくり**
希薄化した地域住民のつながりを取り戻し、孤立しがちな人々を支援するため、身近な地域住民の参加・行動による福祉活動の充実が必要であり、様々な地域福祉活動を支えるボランティアなどの担い手の発掘、育成を推進します。
- 基本計画4 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり**
地域福祉を推進するための中心的団体にふさわしい社協の組織体制の確立と基盤の強化に努めるとともに地域住民のニーズや意向把握や情報提供に努め、地域に理解される社協づくりを目指します。

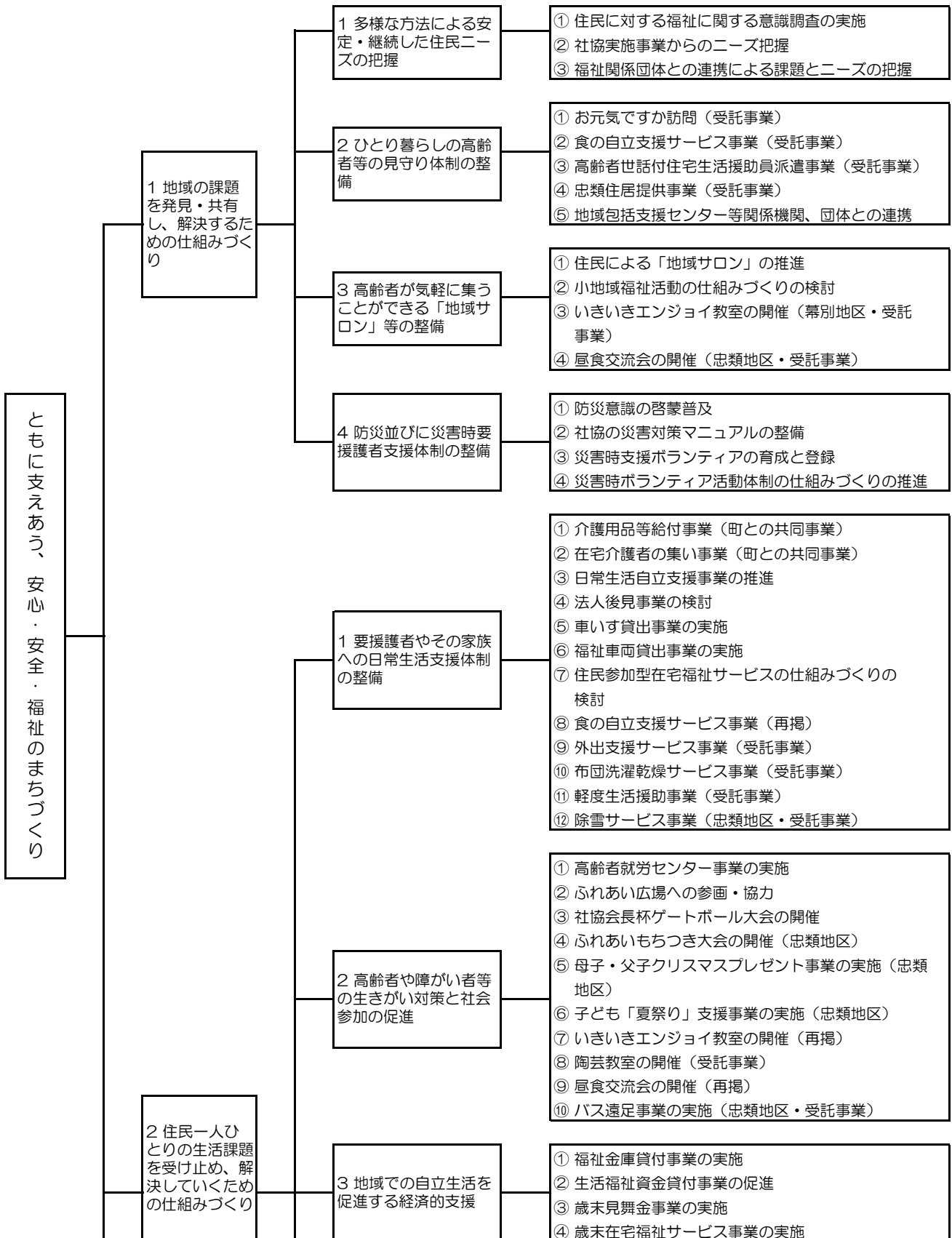
第3・4期地域福祉実践計画の体系図

【基本目標】

【基本計画】

【重点推進項目】

【実施計画】



【基本目標】

【基本計画】

【重点推進項目】

【実施計画】

(地域に理解される社協づくりを目指して)

3 地域づくりを主体的に担う人づくり

4 総合相談機能強化による潜在的ニーズ把握と対応

- ① 総合相談・心配ごと相談事業の実施
- ② 日常生活自立支援事業の推進（再掲）
- ③ お元気ですか訪問（再掲）
- ④ 高齢者等虐待事例の相談支援
- ⑤ 振り込め詐欺、消費者被害防止の啓蒙

5 介護保険サービス等の質と量の確保

- ① 介護保険法による通所介護事業・介護予防通所介護事業の実施
- ② 障害者自立支援法による基準該当通所事業の実施
- ③ 介護保険法による居宅介護支援事業の実施
- ④ 忠類デイサービス事業（受託事業）

1 ボランティアセンター機能の充実強化

- ① ボランティアセンター機能の充実強化
- ② ボランティアコーディネート事業の推進
- ③ ボランティア養成研修事業の推進
- ④ ボランティアだよりの発行
- ⑤ ボランティア活動助成事業の推進
- ⑥ ボランティア連絡会議の開催
- ⑦ 災害時支援ボランティアの育成と登録（再掲）
- ⑧ 災害時ボランティア活動体制の仕組みづくりの推進（再掲）
- ⑨ おもちゃの病院への協力

2 小中高生を対象とした福祉教育の推進

- ① 福祉教育育成事業の推進
- ② ボランティアスクールの開催
- ③ リングブル回収運動による福祉教育の推進

3 住民主体の地域福祉活動を担うリーダーの育成

- ① 地域福祉活動リーダー研修会の開催
- ② ボランティア養成研修事業の推進（再掲）
- ③ 住民による「地域サロン」の推進（再掲）

4 福祉関係団体に対する協力・支援

- ① 地域福祉活動支援事業（団体への助成）の推進
- ② 福祉関係団体に対する協力・支援
- ③ 共同募金委員会事務局の運営

4 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

1 地域に理解される社協づくりの推進

- ① 広報事業の充実強化
- ② 社会福祉大会の開催と顕彰の実施
- ③ 個人情報保護の徹底
- ④ 苦情解決処理体制の充実
- ⑤ 地域ふれあい用具貸出事業の実施

2 地域福祉の中核組織にふさわしい組織体制の確立

- ① 理事会・専門部会の機能強化
- ② 評議員会の活性化
- ③ 事務局体制の整備
- ④ 効率的な事務処理体制の整備

3 健全な財務運営と財源の安定的確保

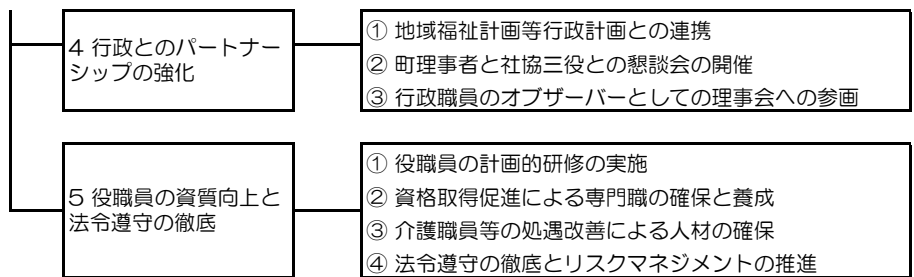
- ① 会員会費制度の理解促進と加入率向上の推進
- ② 共同募金委員会との連携による募金制度の理解促進
- ③ 中長期的な財政計画の検討と公費財源のルール化
- ④ 介護保険事業の健全な運営による事業収益の活用
- ⑤ 自動販売機手数料収入の確保
- ⑥ 社協理解促進による寄付金の確保
- ⑦ 助成制度を活用した事業の実施
- ⑧ 新たな自主財源の確保策の検討

【基本目標】

【基本計画】

【重点推進項目】

【実施計画】



第 4 章

実 施 計 画

第4章 実施計画

基本計画1 地域の課題を発見・共有し、解決するための仕組みづくり

1 多様な方法による安定・継続した住民ニーズの把握

近年の社会情勢の変化や福祉ニーズの多様化、さらには各福祉分野での制度変更などにより、それに対応するための施策の充実や仕組みづくりが求められています。

地域においては、公的な福祉サービスでは対応できない生活課題や地域で生活している人にしか見えない地域の生活課題が顕在化しているため、関係機関との連携を図りながら、多様な方法により地域に潜在化するニーズの把握に努めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 住民に対する福祉に関する意識調査の実施	地域住民の地域福祉に関する意識の変化や社会情勢の変化に対応するため、新しい地域福祉実践計画策定に向けて、住民意識調査を実施します。	単独新規					○
② 社協実施事業からのニーズの把握	心配ごと相談や在宅福祉サービスなど社協が実施する各事業を通して、ニーズの把握に努めます。	単独継続	○	○	○	○	○
③ 福祉関係団体との連携による課題とニーズの把握	高齢者や障がい者など当事者で組織される福祉関係団体への協力・支援などの連携の中で、課題とニーズの把握に努めます。	単独継続	○	○	○	○	○

2 ひとり暮らしの高齢者等の見守り体制の整備

少子高齢化が急速に進む中で、核家族化が進行し、高齢者のみの世帯、とりわけひとり暮らしの高齢者の増加が見られる一方、高齢者の孤立化、ひきこもりに加え、孤独死などの社会問題が増加しているため、関係機関と連携を図りながら、ひとり暮らしの高齢者等の見守り体制のさらなる充実に努めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① お元気ですか訪問	家に閉じこもりがちな、ひとり暮らしの高齢者に対し、顔を合わせて話をする「交流」の機会を確保していくために、自宅を訪問し、日常会話を交わしながら高齢者の孤独感の解消を図ります。	受託継続	○	○	○	○	○
② 食の自立支援サービス事業	食事の調理の困難なひとり暮らしの高齢者の方等に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。	受託継続	○	○	○	○	○
③ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	高齢者の方々が自立した生活を営むことができるよう、生活援助員を配置し、各種相談の対応や安否確認などを行います。	受託継続	○	○	○	○	○
④ 忠類住居提供事業	ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯で、居宅において生活することに不安のある方に、一定期間住居を提供し、生活援助員を配置して、各種相談の対応や安否確認などを行います。	受託継続	○	○	○	○	○
⑤ 地域包括支援センター等関係機関、団体との連携	地域包括支援センターや民生委員児童委員協議会などの関係機関、団体と連携をし、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実に努めます。	単独継続	○	○	○	○	○

3 高齢者が気軽に集うことができる「地域サロン」等の整備

現在の地域社会は、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄となり相互扶助機能が低下してきています。このような状況の中、身近な生活ニーズに対応するため、住民が主体的に福祉に参加し、地域における「新たな支えあい・共助」の領域を拡大・強化することが求められています。

このため、地域全体が家族のように助けあい、支えあうという、地域社会の基礎となる住民同士の円滑な関係づくりを図るため、住民による「地域サロン」や小地域福祉活動の仕組みづくりの検討など、住民が主体的に福祉に参加する地域福祉活動の推進に努めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 住民による「地域サロン」の推進	地域において住民やボランティアが主体となって自主的に運営し、地域で生活している方々がふれあいを通し仲間づくりの輪を広げ、生きがいづくりや社会参加を促進する拠点づくりを目的に実施する「地域サロン」に対し、運営費の助成などの支援をするとともに、地域サロンの普及促進に係る啓蒙普及やボランティア等の人材育成のための研修会の開催など、「地域サロン事業」の普及促進に努めます。	補助新規	○	○	○	○	○
② 小地域福祉活動の仕組みづくりの検討	住民の方が住んでいる日常生活圏域の小地域において、住民間の交流や助けあいによる「つながり」ができる仕組みづくりを住民主体で住民参加によって行う「小地域福祉活動」の仕組みづくりを検討します。	単独新規				○	○
③ いきいきエンジョイ教室の開催（幕別地区）	家に閉じこもりがちな方を対象に、近隣の公共施設に参集していただき、参加者の希望に応じて健康体操や趣味活動等を行ない、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進します。	受託継続	○	○	○	○	○
④ 昼食交流会の開催（忠類地区）	家に閉じこもりがちな方を対象に、ふれあいセンター福寿に参集していただき、ボランティアの方たちが作る昼食やゲームなどで交流を行い、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進します。	受託継続	○	○	○	○	○

4 防災並びに災害時要援護者支援体制の整備

防災について、行政、社協、住民がそれぞれ担うべき役割を確認し、防災の備えや災害時に迅速な対応ができる体制の整備が必要となっています。

このため、台風や地震などの自然災害が発生した場合、災害時要援護者に対する支援活動が的確かつ迅速に実施できるよう、社会福祉協議会の災害時における対応マニュアル等を整備し、行政や関係団体と連携し、自力避難が困難な方の安否確認や災害時ボランティア活動などの支援体制づくりを推進します。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 防災意識の啓蒙普及	行政担当者（防災・福祉）との情報交換を行い、要援護者やその家族及びボランティア等関係者への防災意識の啓蒙普及に務めます。	単独継続	○	○	○	○	○
② 社協の災害対策マニュアルの整備	社協災害対策マニュアルを整備し、災害発生時における社協の役割と対応について明確にします。	単独新規			○	○	○
③ 災害時支援ボランティアの育成と登録	町や日本赤十字社などの関係機関と連携をし、災害時支援ボランティアの育成と登録の促進を図ります。	単独新規		○	○	○	○
④ 災害時ボランティア活動体制の仕組みづくりの推進	災害ボランティアセンターの設置時の組織・機能の検討や設置・運営マニュアルの作成など災害時ボランティア活動体制の仕組みづくりを推進します。	単独新規			○	○	○

基本計画2 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための仕組みづくり

1 要援護者やその家族への日常生活支援体制の整備

高齢者福祉や障がい者福祉においては、住みなれた地域で自立した生活を送ることが求められており、在宅サービスの充実や家族介護者への支援がますます重要となってきました。

このため、サービスの充実だけでなく、利用者の立場に立ったサービスを提供できるよう職員の資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 介護用品等給付事業	在宅において重度の介護を必要としている方を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、介護を受けている方の在宅生活の支援を図ることを目的に、介護用品等の購入に係る費用の一部を助成します。	共同継続	○	○	○	○	○
② 在宅介護者の集い事業	日頃の介護体験などを話し合い、介護者相互の交流の機会を提供し、介護者の心身の元気回復を図ることを目的に日帰り旅行などを活用して在宅介護者の集いを実施します。	共同継続	○	○	○	○	○
③ 日常生活自立支援事業の推進	認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人の権利を擁護し、福祉サービスの利用援助、日常生活の相談や金銭管理などの援助を行うことで、安心して生活できるよう支援します。	単独継続	○	○	○	○	○
④ 法人後見事業の検討	認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が必ずしも十分でない人の権利や財産を守るため、成年後見制度における法人後見事業の実施について検討します。	単独新規			○	○	○
⑤ 車いす貸出事業の実施	車いすを貸与することにより、日常生活の便宜を図り福祉の増進に資することを目的に、介護や通院などで車いすを必要とする住民に、一時的に無料で貸し出しをします。	単独継続	○	○	○	○	○
⑥ 福祉車両貸出事業の実施	外出困難な障がい者(児)及び高齢者等の移動手段に福祉車両を利用することで、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図ることを目的に、無料で福祉車両を貸し出しをします。	単独継続	○	○	○	○	○
⑦ 住民参加型在宅福祉サービスの仕組みづくりの検討	住民の新たなニーズに対応するため、住民参加の有料による「住民参加型在宅福祉サービス」の仕組みづくりを検討します。	単独新規				○	○
⑧ 食の自立支援サービス事業(再掲)	食事の調理の困難なひとり暮らしの高齢者の方等に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。	受託継続	○	○	○	○	○
⑨ 外出支援サービス事業	移送車両により、利用者の日常生活における外出手段の確保と利便性の向上を図り、行動範囲の拡大を推進することを目的に、通院や買い物などに対し支援をします。	受託継続	○	○	○	○	○
⑩ 布団洗濯乾燥サービス事業	身体的、環境的に布団乾燥が困難な方に、布団の洗濯乾燥サービスを提供し、保健衛生に配慮した日常生活を支援することを目的に、布団などの洗濯乾燥サービスを行います。	受託継続	○	○	○	○	○

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
⑪ 軽度生活援助事業	軽易な日常生活上の支援を必要とする方に、掃除、洗濯、調理、買い物等の家事援助を行い、自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図ることを目的に、家事援助の支援を行います。	受託継続	○	○	○	○	○
⑫ 除雪サービス事業（忠類地区）	忠類地域にお住まいの高齢者に対して、積雪が多く除排雪が困難な場合に、冬季間の生活及び緊急時に支障をきたさないように住宅の前の通路等を除雪し生活道路の確保を行います。	受託継続	○	○	○	○	○

2 高齢者や障がい者等の生きがい対策と社会参加の促進

誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、やさしさと温もりのある福祉のまちづくりを目指した積極的な取り組みが必要であり、生きがいや楽しみを持ちつづけ活気に満ちた生活を送ることにより「引きこもり」をなくし、地域内活動への参加が図られるよう、高齢者や障がい者等の生きがい対策と社会参加の促進に努めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 高齢者就労センター事業の実施	高齢者の方が長年にわたって培ってきた知識や技術を地域社会に還元していただくために、臨時的で短期的な仕事を、希望される高齢者の方に提供します。	補助継続	○	○	○	○	○
② ふれあい広場への参画・協力	障がい者（児）と地域住民の交流の機会を拡大することを通して、障がい者の社会参加を促進し、併せてノーマライゼーションの普及を図ることを目的に、障がい者団体連絡協議会などで組織する実行委員会が開催する「ふれあい広場」に参画するとともに、企画運営に協力します。	単独継続	○	○	○	○	○
③ 社協会長杯ゲートボール大会の開催	スポーツを通じて体力の向上、ゲートボール愛好者相互の交流を深め、生きがいと健康増進を高めるとともに、老人福祉の向上を図ることを目的に「社協会長杯ゲートボール大会」を開催します。	単独継続	○	○	○	○	○
④ ふれあいもちつき大会の開催（忠類地区）	子どもやお年寄り、障がいをもつ人たちなどが一堂に会し、「もちつき」を通していろいろな世代との交流を通し心をつなぐ場として、また、「福祉への気づき」の契機となることを願い「ふれあいもちつき大会」を開催します。	単独継続	○	○	○	○	○
⑤ 母子・父子クリスマスプレゼント事業の実施（忠類地区）	母子・父子世帯にクリスマスプレゼントを贈り、明るく楽しいクリスマスを過ごしていただくために、母子・父子クリスマスプレゼント事業を実施します。なお、合併から10年経過後に事業の廃止も含めて見直しをします。	単独見直し	○	○	○	○	
⑥ 子ども「夏祭り」支援事業の実施（忠類地区）	保育所保護者会が中心となって開催する、花火大会や盆踊り、模擬店などの「子ども夏祭り」に対し、支援をします。なお、社協事業から実行委員会への補助など、支援の方法については見直しをします。	単独継続	○	○	○	○	○
⑦ いきいきエンジョイ教室の開催（再掲）	家に閉じこもりがちな方を対象に、近隣の公共施設に参集していただき、参加者の希望に応じて健康体操や趣味活動等を行ない、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進します。	受託継続	○	○	○	○	○

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
⑧ 陶芸教室の開催	家に閉じこもりがちな方で陶芸の初心者の方を対象に、保健福祉センターに参集していただき、陶芸家を招いて、陶芸作品を作製します。	受託継続	○	○	○	○	○
⑨ 昼食交流会の開催 (忠類地区・再掲)	家に閉じこもりがちな方を対象に、ふれあいセンター福寿に参集していただき、ボランティアの方たちが作る昼食やゲームなどで交流を行い、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進します。	受託継続	○	○	○	○	○
⑩ バス遠足事業の実施 (忠類地区)	家に閉じこもりがちな方を対象に、管内の景勝地などを日帰りで訪れるバス遠足事業を実施します。	受託継続	○	○	○	○	○

3 地域での自立生活を促進する経済的支援

地域には、低所得者やひとり親家庭をはじめ様々な生活環境にある住民が暮らしています。また、経済状況の悪化により生活困窮などの生活課題を抱える人々が増加傾向にあります。こうした住民の生活課題を解決し、安心して自立した生活を送ることを支援するため、資金の貸付等による経済的支援と困窮世帯に対する相談支援の充実に努めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 福祉金庫貸付事業の実施	低所得世帯に対し、災害、疾病、就学、葬祭などの緊急不時の出費を要する応急資金の貸付を行うことにより、経済的自立と福祉の増進を図ることを目的に、5万円を限度に無利子で貸付を行います。	単独継続	○	○	○	○	○
② 生活福祉資金貸付事業の促進	厚生労働省の要綱に基づき、道社協が実施している生活福祉資金等の貸付事業を受託し、一時的に生活に困窮している要援護者や離職者の自立支援を図るため、町や民生委員児童委員と連携を図りながら、制度の周知、相談対応、貸付支援等を行います。	受託継続	○	○	○	○	○
③ 歳末見舞金事業の実施	歳末たすけあい募金を原資として、ひとり暮らし老人世帯、母子・父子世帯、重度心身障がい者（児）のいる世帯等で低所得世帯に属する方を対象に、歳末における恵まれない方を激励するために見舞金を贈ります。なお、歳末見舞金事業のあり方については、引き続き検討していきます。	単独継続	○	○	○	○	○
④ 歳末在宅福祉サービス事業の実施	歳末たすけあい運動に寄せられた募金の配分金により、歳末時期又は歳末時期を含む冬期間に、老人世帯や母子・父子家庭、障がい者世帯等で低所得世帯を対象に、歳末在宅福祉サービス事業を実施します。	単独継続	○	○	○	○	○

4 総合相談機能強化による潜在的ニーズ把握と対応

地域には、福祉課題や生活課題などを抱えて暮らしている人々がいます。地域住民が安心して生活できるよう相談窓口を通して問題解決に向けた対応を行い、必要に応じて関係専門機関の紹介などを行います。

また、個別の相談に対して親身になった対応に心がけ、関係機関と連携をしながら問題解決を図り、総合的な相談・支援体制の充実に努めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 総合相談・心配ごと相談事業の実施	日常営活を送る上で抱える様々な不安や課題に対する相談に応じ、適切な助言援助を行います。また、個別の相談に対して親身になった対応に心がけ、関係機関と連携しながら問題解決を図ります。	単独継続	○	○	○	○	○
② 日常生活自立支援事業の推進(再掲)	認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人の権利を擁護し、福祉サービスの利用援助、日常生活の相談や金銭管理などの援助を行うことで、安心して生活できるよう支援します。	単独継続	○	○	○	○	○
③ お元気ですか訪問(再掲)	家に閉じこもりがちで、ひとり暮らしの高齢者に対し、顔を合わせて話をする「交流」の機会を確保していくために、自宅を訪問し、日常会話を交わしながら高齢者の孤独感の解消を図ります。	受託継続	○	○	○	○	○
④ 高齢者等虐待事例の相談支援	近年の社会問題であります高齢者等への虐待事例について、関係機関と連携しながら相談支援に努めます。	単独新規		○	○	○	○
⑤ 振り込め詐欺、消費者被害防止の啓蒙	高齢者や障がい者などを対象にした振り込め詐欺や消費者問題に対する被害防止のため、社協だよりなどを活用した啓蒙を行います。	単独新規		○	○	○	○

5 介護保険サービス等の質と量の確保

高齢者や障害者が住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、介護保険や障がい者自立支援などのサービスの提供を行います。

事業の実施にあたっては、介護保険事業等の経営安定を図るとともに、介護職員等の処遇改善の実施などによる人材の確保と介護職員等の資質の向上を図り、質の高いサービスの提供に務めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 介護保険法による通所介護事業・介護予防通所介護事業の実施	介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に、利用者に通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供します。また、サービスの利用時間については、引き続き検討していきます。	単独継続	○	○	○	○	○
② 障害者自立支援法による基準該当通所事業の実施	障害者自立支援法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に、利用者に基準該当通所サービスを提供します。	単独継続	○	○	○	○	○
③ 介護保険法による居宅介護支援事業の実施	介護保険法令に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に、利用者居宅介護支援サービスを提供します。	単独継続	○	○	○	○	○
④ 忠類デイサービス事業	町からの受託事業として、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に、利用者に通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供します。	受託継続	○	○	○	○	○

基本計画3 地域づくりを主体的に担う人づくり

1 ボランティアセンター機能の充実強化

地域での支えあい、助けあいの力を高めていくためには、地域や福祉の活動に主体的に参加する地域住民を拡大していくことが必要であり、ボランティアセンターの担う役割がますます重要になっています。

そのためには、ボランティアに対する情報の収集と発信を行い、各関係団体との連携を強化し、ボランティアセンター機能の充実強化に努めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① ボランティアセンター機能の充実強化	職員体制の充実や運営委員会の活性化と関係機関との連携強化を図るとともに、ボランティアに対する情報の収集と発信を行い、誰でも気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを目指し、ボランティアセンターの充実強化に努めます。	単独継続	○	○	○	○	○
② ボランティアコーディネーター事業の推進	ボランティア活動の推進役として、ボランティア活動希望者とボランティアの支援を求める者との調整活動を行ない、ボランティア活動のしやすい環境整備を図るために、ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの需給調整や相談業務、情報の収集・提供などを行います。	単独継続	○	○	○	○	○
③ ボランティア養成研修事業の推進	地域において、地域住民やボランティアなどの協力による福祉活動が求められており、潜在化している人材の発掘やボランティア活動へのきっかけづくりなど、ボランティア活動の輪を広げられるようボランティア交流研修会やボランティアスクールなどの養成研修事業を推進します。	単独継続	○	○	○	○	○
④ ボランティアだよりの発行	ボランティアだよりの定期的発行により、住民に対しボランティアの募集や研修会の開催などボランティアに関する情報を提供し、ボランティアセンターの周知とボランティア活動の理解と協力を促進します。	単独継続	○	○	○	○	○
⑤ ボランティア活動助成事業の推進	個人ボランティアに対し、安心してボランティア活動ができるようボランティア保険掛金の助成を行い、個人ボランティアの養成を推進します。	単独継続	○	○	○	○	○
⑥ ボランティア連絡会議の開催	社協登録のボランティア団体並びに個人ボランティアを対象に情報交換や交流を図ることにより、ボランティアとボランティアセンター並びにボランティア相互の連携を強化し、さらなるボランティア活動を推進するため、ボランティア連絡会議を開催します。	単独新規		○	○	○	○
⑦ 災害時支援ボランティアの育成と登録(再掲)	町や日本赤十字社などの関係機関と連携をし、災害時支援ボランティアの育成と登録の促進を図ります。	単独新規		○	○	○	○
⑧ 災害時ボランティア活動体制の仕組みづくりの推進(再掲)	災害ボランティアセンターの設置時の組織・機能の検討や設置・運営マニュアルの作成などボランティア活動体制の仕組みづくりを推進します。	単独新規			○	○	○
⑨ おもちゃの病院への協力	毎月第1・第3土曜日に百年記念ホールにて開院する「おもちゃの病院」に協力します。	単独継続	○	○	○	○	○

2 小中高生を対象とした福祉教育の推進

子どもたちが高齢者や障がいのある方など、生活ニーズのある多くの地域住民との出会いふれあいの中からその生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を自ら導き出す「共に生きる力を育む」ことが大切であり、学校や福祉関係者との連携のもとに、多くの子供たちに障がいのある方や高齢者の暮らしや地域の福祉課題・生活について学ぶ機会を提供するとともに、ボランティア体験学習やボランティア活動に参加することにより、「福祉の心」を育てる福祉教育の推進に努めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 福祉教育育成事業の推進	町内の小・中・高校に対し、ボランティア活動普及事業を対象に福祉教育の活動費を助成します。	単独継続	○	○	○	○	○
② ボランティアスクールの開催	小・中学生及び高校生を対象として、日常生活では学びにくいボランティアへの理解や福祉への関心を高めるきっかけづくりとして、ボランティアスクールを開催します。	単独継続	○	○	○	○	○
③ リングブル回収運動による福祉教育の推進	小中学生を中心とした住民に、車いすとの交換のためのリングブル回収運動による福祉教育の推進と分別のためのボランティア活動の参加を促します。	単独継続	○	○	○	○	○

3 住民主体の地域福祉活動を担うリーダーの育成

地域福祉活動は、支援を必要としている人だけのものではなく、お互いに支えあい、助けあうことによって、誰もが安心して暮らせるための地域づくりにつながることを地域に住むすべての人が認識し、新たな支えあいの仕組みを理解することが必要となっています。

住民主体の地域福祉活動を推進するため、その活動を担うリーダーの育成に努めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 地域福祉活動リーダー研修会の開催	地域福祉活動を推進していくための推進役となるリーダーの育成を図るため、研修会を開催します。	単独新規			○	○	○
② ボランティア養成研修事業の推進（再掲）	地域において、地域住民やボランティアなどの協力による福祉活動が求められており、潜在化している人材の発掘やボランティア活動へのきっかけづくりなど、ボランティア活動の輪を広げられるようボランティア交流研修会やボランティアスクールなどの養成研修事業を推進します。	単独継続	○	○	○	○	○
③ 住民による「地域サロン」の推進（再掲）	地域において住民やボランティアが主体となって自主的に運営し、地域で生活している方々がふれあいを通し仲間づくりの輪を広げ、生きがいつくりや社会参加を促進する拠点づくりを目的に実施する「地域サロン」に対し、運営費の助成などの支援をするとともに、地域サロンの普及促進に係る啓蒙普及やボランティア等の人材育成のための研修会の開催など、「地域サロン事業」の普及促進に努めます。	補助新規	○	○	○	○	○

4 福祉関係団体に対する協力・支援

地域に根ざした相互援助社会の構築に向け、高齢者、障がい者等の支援を目的とした地域における在宅福祉活動の推進を図るという民間福祉活動の原則に従い、各福祉団体への助成、支援を通じて、地域福祉活動の充実と向上に努めます。

また、共同募金は、地域福祉活動の貴重な財源となることから、共同募金委員会との連携を図り、共同募金、歳末助けあい運動の趣旨啓蒙と募金活動等の事業への協力をします。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 地域福祉活動支援事業（団体への助成）の推進	地域福祉活動の振興を図るため、住みよい地域社会の創造や地域の特性を生かした地域福祉の活動に対して助成を行います。	単独継続	○	○	○	○	○
② 福祉関係団体に対する協力・支援	老人クラブ連合会主催の「シルバーふれ愛まつり」など、各福祉関係団体の主要行事への協力のほか、一部団体の会費徴収への協力などの支援を行います。	単独継続	○	○	○	○	○
③ 共同募金委員会事務局の運営	共同募金委員会事務局の運営を担うことにより、共同募金、歳末助けあい運動の趣旨啓蒙と募金活動事業への協力をします。	単独継続	○	○	○	○	○

基本計画4 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

1 地域に理解される社協づくりの推進

社会福祉協議会は、公益性の高い非営利の福祉団体として、また、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置付けられており、住民の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を担っていますが、住民の認知度が低いことから、住民の参加を積極的に進め、地域に根ざした事業を展開するとともに社会福祉協議会の周知と福祉情報の提供に努め、地域に理解される社協づくりを推進します。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 広報事業の充実強化	社協だよりの充実強化やホームページ作成の検討及び社協紹介パンフレット作成のほか、報道機関への積極的な対応と情報提供等により、地域住民の社協への理解を深めます。	単独継続	○	○	○	○	○
② 社会福祉大会の開催と顕彰の実施	地域福祉の推進に貢献された方々に感謝の意を表するために顕彰を行うとともに、福祉関係者が一堂に会し、地域福祉の現状をみつめ、あり方を考えることを目的に社会福祉大会を開催します。	単独継続	○	○	○	○	○
③ 個人情報保護の徹底	社協活動の中で取り扱う個人情報について、個人情報保護規程に基づき管理の徹底を図るとともに、職員の意識向上に努めます。	単独継続	○	○	○	○	○
④ 苦情解決処理体制の充実	利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決処理マニュアルの整備など苦情解決処理体制の充実を図ります。	単独新規		○	○	○	○
⑤ 地域ふれあい用具貸出事業の実施	公区や町内で活動している団体を対象に地域福祉活動や地域交流活動を支援するため、レクリエーション用具等の貸し出しを行います。	単独継続	○	○	○	○	○

2 地域福祉の中核組織にふさわしい組織体制の確立

社会福祉協議会は、住民及び関係団体と連携・協働し、誰もが安心して幸せに暮らすことができる地域づくりを推進することを使命としており、住民参加と協働を基軸としながら積極的な地域福祉活動を推進するとともに、社会福祉協議会をめぐる経営環境の変化に的確に対応していくために、地域福祉の中核組織にふさわしい組織体制の確立を図ります。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 理事会・専門部会の機能強化	理事の担当（総務部会、事業部会）及び正副会長の役割分担を明確にし、理事の執行部としての機能強化に努めます。また、専門部会に地域福祉実践計画の進行管理の機能を付加します。	単独継続	○	○	○	○	○
② 評議員会の活性化	評議員が地域や団体の代表であるとの位置づけを明確にし、地域の総意を反映できる評議員会となるよう努めます。	単独継続	○	○	○	○	○
③ 事務局体制の整備	業務量に応じた職員配置と人事異動等による事務局の活性化を図ります。また、町からの派遣職員について町とプロパー化について協議をします。	単独継続	○	○	○	○	○
④ 効率的な事務処理体制の整備	効率的な事務処理を行うため、定期的な事務事業評価や事務分掌の見直しを行うとともに、事務処理マニュアルの作成について検討します。	単独新規			○	○	○

3 健全な財務運営と財源の安定的確保

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織としての組織基盤の充実が求められていることから、安定運営に資する自主財源確保のため、会員会費制度の理解促進と共同募金などの募金活動支援の強化を図るとともに介護保険事業等の経営の安定化に努めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 会員会費制度の理解促進と加入率向上の推進	地域福祉の重要性や社協事業の理解を得ながら、会員会費制度の理解促進と加入率向上の推進に努めます。	単独継続	○	○	○	○	○
② 共同募金委員会との連携による共同募金制度の理解促進	共同募金は、地域福祉を推進するうえで貴重な財源となることから、共同募金委員会と連携を図り、共同募金、歳末たすけあい運動の趣旨啓蒙など共同募金制度の理解促進に努めます。	単独継続	○	○	○	○	○
③ 中長期的な財政計画の検討と公費財源のルール化	中長期的な財政計画の検討と公費財源のルール化を図り、事業の計画的執行と基金の計画的運用による安定的な財政運営に努めます。	単独新規	○	○	○	○	○
④ 介護保険事業の健全な運営による事業収益の活用	介護保険事業の健全な運営と経営安定化基金の計画的運用を図り、事業収益の一部を地域福祉の推進に活用します。	単独継続	○	○	○	○	○
⑤ 自動販売機手数料収入の確保	町内の公共施設等に設置している自動販売機の管理による手数料収入は、社協の貴重な自主財源であることから、今後も手数料収入の確保に努めます。	単独継続	○	○	○	○	○
⑥ 社協理解促進による寄付金の確保	地域福祉活動の推進や社協活動の理解促進により社協が住民にとって身近な存在になるよう努めるとともに住民がいつでも気軽に寄付ができるよう寄付金の使途や税制上の優遇措置のPRに努めます。	単独継続	○	○	○	○	○
⑦ 助成制度を活用した事業の実施	社協の基盤整備や地域福祉の推進にあたって、道社協や国の補助金などの助成制度を積極的に活用できるように、長期展望に立った計画的な事業運営に努めます。	単独継続	○	○	○	○	○
⑧ 新たな自主財源の確保策の検討	寄付金付き自動販売機の設置やチャリティイベントの開催など、新たな自主財源の確保策について検討します。	単独新規				○	○

4 行政とのパートナーシップの強化

福祉に対する住民ニーズも複雑化・多様化し、公的福祉だけでは解決が難しく、住民同士が協力し合い、それぞれの地域で助けあいそして支えあい、様々な課題に取り組んでいくことが重要となっています。

地域の多様な福祉課題を解決し、活力ある福祉のまちづくりのため、行政とのパートナーシップの強化に努めます。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 地域福祉計画等行政計画との連携	地域福祉実践計画の策定において、地域福祉計画との整合性を図るとともに関係課と協議を進め、地域福祉計画をはじめとする行政計画と一体化となるよう努めます。	単独新規	○	○	○	○	○
② 町理事者と社協三役の懇談会の開催	町理事者と社協三役の懇談会を開催し、地域福祉を進める町と社協の役割などについて、相互理解を深めます。	単独新規	○	○	○	○	○
③ 行政職員のオブザーバーとしての理事会への参画	行政職員にオブザーバーとして理事会へ参画していただき、社協と町の相互理解を促進するとともに行政との連携の強化を図ります。	単独継続	○	○	○	○	○

5 役職員の資質向上と法令遵守の徹底

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核組織として、その公共的・公益的使命を発揮し、地域の多様な組織と連携して福祉のまちづくりを進めるのにふさわしい組織として、地域住民、関係団体、行政からも信頼を得て、期待される社会的責任を果たすことが強く求められおり、法令遵守や組織統制、説明責任などを基礎として、地域に信頼される社協づくりを目指します。

実践項目・事業名	事業内容	事業区分	年次計画				
			24	25	26	27	28
① 役職員の計画的研修の実施	職員の資質向上と意識改革のため、職場内研修を実施するほか、外部研修への積極的参加を促進します。また、役員を対象とした内部研修の実施や情報交換の場の設定のほか、外部研修の参加を呼びかけます。	単独継続	○	○	○	○	○
② 資格取得促進による専門職の確保と養成	職員の専門性を高め、質の高いサービスが提供できるよう、資格取得を促進するとともにその支援制度を検討します。また、職員の採用にあたっては専門職の採用に努めます。	単独新規			○	○	○
③ 介護職員等の処遇改善による人材の確保	介護職員等に対する資格別・経験年数別賃金体系や資格手当、年末一時金の支給などの処遇改善を継続実施し、人材の確保に努めます。	単独継続	○	○	○	○	○
④ 法令遵守の徹底とリスクマネジメントの推進	社会的責任と公的使命を認識し、不正防止や責任体制の確立に努め、あらゆる経営的リスクについて最小限にするよう努めます。	単独継続	○	○	○	○	○

資 料 編

1. 用語解説

【あ行】

◇応急資金

災害や疾病、傷害の他、冠婚葬祭等や生活必需品の購入等で応急に必要とする費用の調達が困難な方を対象に貸し付ける資金のこと。

◇オブザーバー

会議などで、特別に出席を許された人。発言はできるが議決権や発議権はない人または議決権、発言権ともにない傍聴者。

【か行】

◇介護保険法

介護が必要となった方に保健医療サービスや福祉サービスに関する給付を行うために、1997年（平成9年）12月17日に公布、2000年（平成12年）4月1日に施行された法律で、介護する家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える新しい仕組みとして誕生した介護保険制度について定められました。

◇介護サービス

介護保険法の規定に基づいて介護サービス事業所や施設が提供するサービスで、居宅介護支援サービス（ケアマネジメント）、居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスなどがあります。

◇介護支援専門員

介護保険法に基づいて定められたケアマネジメントの専門職で、介護保険法の要介護認定で要支援、要介護と認定された人が適切なサービスを受け、自立した日常生活を送れるようにケアプランを作成したり、自治体、各種サービス事業者、介護保険施設との間で連絡調整などを行います。

◇居宅介護支援

介護保険法の保険給付対象サービスのひとつで、介護利用者が適切に介護サービスを利用できるようにするため、利用者の依頼のもと、介護支援専門員（ケアマネージャー）が居宅介護サービスの計画を立て、その計画に従い、サービスが提供されるようサービス提供事業者との調整を行います。

◇共助

地域の助けあいで行うこと。

◇協働

一般的には、異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動することをいいます。

◇共同募金

民間社会福祉事業を推進するための財源を国民一人ひとりの自発的な助けあいの精神で集めようとする全国民的募金運動のこと。赤い羽根運動をシンボルとしています。共同募金運動は、全国およそ200万人の奉仕者の協力を得て毎年10月から1

2月まで行われ、12月は歳末助けあい運動として実施されています。

◇ケアプランセンター

居宅介護支援をおこなう事業所のことをいいます。

◇顕彰

隠れた善行や功績などを広く知らせること。広く世間に知らせて表彰すること。

◇高齢者就労センター

高齢者の豊かな経験と能力を活かした就労を通し、働ける機会と場所を確保するため、会員に適した仕事を受託し会員に提供するもので、働く喜びと生活の充実、さらには、福祉の増進を目的としています。

◇公費財源

幕別町からの補助金や委託金などの財源をいいます。

◇個人情報保護法

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成、その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

【さ行】

◇災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

◇社会福祉法

社会福祉の目的や理念、原則に関する法。各種の社会福祉関連法における福祉サービスに共通する基本的事項も規定しています。1951年の制定時は社会福祉事業法という名称であったが、社会福祉基礎構造改革の検討を経て、2000年5月、社会福祉法に改正、同年6月施行。

◇住民参加型在宅福祉サービス

「自分たちの住むまちを、自分たちの手で、住み続けられるようにしたい！」という住民の思いを形にした住民による地域福祉活動です。サービスを利用する人も提供する人も、同じ地域に住む住民同士。“みんなで互いに助けあっていこう”という趣旨で行われています。

◇事務分掌

仕事・事務を手分けして受け持つこと。分担。

◇障害者自立支援法

障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスの係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と

個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に平成17年11月7日に公布された法律です。

◇障害者自立支援法による基準該当通所事業

障害者自立支援法の施行に伴い、身近なところで障害者デイサービス事業を利用することが困難な介護保険の保険給付の対象とならない65歳未満の身体障害者が指定通所介護事業所の提供する指定通所介護事業を利用する場合について、相互利用等通知により認められた相互利用制度についてはこれを廃止し、平成18年4月1日以降は、指定通所介護事業者が当該身体障害者自立支援法に基づき、基準該当障害者デイサービス事業所とみなし、当該指定通所介護を障害者自立支援法に基づき基準該当障害者デイサービスとして扱うものとなったものです。

◇小地域福祉活動

一般的に“住民の顔が見える”日常生活圏を基礎に行われる住民のさまざまな福祉活動の総称です。地域にある福祉課題をみんなで取り込んでいこうという活動で、「ご近所の見守り、声かけ活動の普及」「ふれあいいいききサロンの開催」などの活動があります。

◇生活支援ハウス

独立して生活するには不安のある人に、住まい、生活相談、緊急時の対応、地域住民との交流などのサービスを提供する高齢者向けの福祉施設です。

◇生活福祉資金

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。本貸付制度は北海道社会福祉協議会を実施主体として、市町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。低所得世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付を行います。

◇生活援助員

市町村の委託により、シルバーハウジング、高齢者向け有料賃貸住宅に居住している高齢者に対して、生活指導、安否確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを行う人をいいます。

◇生活支援員

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者の権利を擁護するために、市町村等の社会福祉協議会から派遣される専門員です。生活支援員は、利用者の契約能力の有無を確認した上で、福祉サービスの利用、金銭や不動産の管理などを援助します。

◇成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者）を保護するための制度をいいます。自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションなどの新しい理念と、従来の本人の保護を優先する理念の調和を旨として、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度を構築することを目的に2000年（平成12年）4月に導入されました。

【た行】

◇地域サロン

地域において住民やボランティアが主体となって自主的に運営し、地域で生活している方々がふれあいを通し仲間づくりの輪を広げ、生きがいつくりや社会参加を促進する地域の拠点づくりを目的に実施するものです。

◇地域福祉

それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の課題に取り組む考え方です。

◇地域包括支援センター

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村又は市町村から委託された法人が運営し、介護手続きの拠点として高齢者本人や家族からの相談に対し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるよう調整します。

◇通所介護・介護予防通所介護サービス

日帰り介護施設（デイサービスセンター）等へ通い、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行う日帰りのサービスです。通常送迎バスでの送り迎えがあり、施設ではレクリエーションの時間などが設けられています。通所介護を利用することで、同じ立場の利用者と交流でき、コミュニケーションの機会が増え、精神的な安定や老化防止にも効果的です。また、食事や排せつの援助が必要な場合は看護師や介護スタッフが援助してくれるので、介護する側の家族などにとっても、介護疲れや時間的負担を軽減することができます。サービスを受けられるのは、通所介護サービスでは、在宅の要介護者（要介護1～5）、介護予防通所介護サービスでは在宅の要支援者（要支援1・2）です。

【な行】

◇日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

◇認知症

いったん発育した脳が損傷されて、その結果として、それまで獲得された知的能力が低下してしまった状態をいいます。この状態について、日本では長らく「痴呆（ちほう）」という呼称を用いてきたが、2004年（平成16年）に厚生労働省が一般的な用語や行政用語としては、「認知症」が適当であるとの見解を示し、「認知症」を用いることとなりました。

◇ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれます。

【は行】

◇パートナーシップ

協力関係。協働。提携。関係者または関係機関が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組みまたは連合体。

◇評議員会

社会福祉法第42条第2項において「評議員会は理事の定めの数を超える数の評議員を持って組織する」と規定されており、「法人の重要な事項について議決する機関」と位置づけされています。

◇福祉教育

福祉教育とは、福祉の心を育てる教育です。誰もが安心して幸せに生きる福祉社会をつくるために、福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、更に自ら参加実践することによって心豊かな人間形成を図るとともに、福祉問題を解決する力を身につけることが求められています。

◇福祉金庫

町内に居住する低所得世帯に対し、災害、疾病、就学、葬祭などの緊急不時の出費を要するものに応急資金の貸付を行うことにより、経済的自立の助長と福祉の増進を図ることを目的に貸付を行います。

◇プロパー

「正しいもの」「適切なもの」「本来のもの」「特有のもの」のことです。

プロパー職員→生え抜きの職員

◇法人後見事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方々の財産や権利を守るために、社会福祉協議会が法人後見人となり、法律に従って財産管理や契約などを行うことで、本人が安心して生活できるよう支援します。

◇法令遵守

コンプライアンスの日本語訳。事業活動において法律を遵守すること。広くは倫理や道徳などの社会的規範を守って行動すること。

◇ボランティア

誰もが人間らしく豊かに暮らしていける社会を目指し、身近なところでできることを自ら進んで活動することです。

- ・自主性・主体性…他から強制されたり、義務としてではなく、自分の意思で行う活動
- ・社会性・連帯性…誰もがいきいきと豊かに暮らしていけるように、お互いに支えあい学びあう活動
- ・無償性・無給性・非営利性…金銭的な報酬を期待して行う活動ではありません、しかしお金では得られない出会いや発見、感動、喜びを得ることができる活動
- ・創造性・開拓性・先駆性…今、何が必要とされるのかを考えながらよりよい社会を私たちが創る活動

◇ボランティアセンター

地区または職場等においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織です。ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、広報誌の発行、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティア情報交換の場として機能しています。

◇ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行ないたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などを対等につなぐ専門職またはその立場の人をいいます。

【ま行】

◇マニュアル

初心者や未経験者があることを適切に行うための方法や基準を解説した文書のこと

◇マンネリ化

変わりばえのないものになること。また、そのようす。

◇民生委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に務めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者です。

【ら行】

◇理事会

社会福祉法第38条で「理事は、すべての社会福祉法人を代表する」と規定しています。社会福祉法人の中心となる機関は理事会です。理事は、理事の合議体である理事会において法人・施設の経営方針を立て、事業計画や予算等法人の重要な方針決定に参画します。

◇リスクマネジメント

経営活動に生じるさまざまな危険を最小の費用で最小限に抑えようとする管理手法のことをいいます。

【や行】

◇要介護認定

介護保険制度では、寝たきりや痴呆等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）になった場合に介護サービスが受けることができます。この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定を行うのが要介護認定であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会で判定されます。

2. 「第3・4期地域福祉実践計画」策定までの経過

開催日	区 分	内 容
平成 23 年 3 月 7 日	第 4 回理事会	・地域福祉実践計画策定要綱議決
3 月 28 日	第 2 回評議員会	・地域福祉実践計画策定要綱議決
3 月 31 日	事務局	・策定委員会設置要領公布
4 月 26 日	第 1 回策定委員会	・社会福祉協議会の概要について ・計画策定の手引きについて ・第 2 期地域福祉実践計画について ・計画策定スケジュールについて
6 月 1 0 日	事務局視察研修 (土幌町)	・地域福祉実践計画の策定の進め方について ・ふれあい・いきいきサロン活動について ・見守りネットワーク事業について
6 月 24 日	第 2 回策定委員会	・第 2 期地域福祉計画の現状について ・アンケート調査について
7 月 29 日	第 3 回策定委員会	・計画の基本目標、基本計画、重点推進項目について ・第 2 期地域福祉実践計画の評価について ・現在実施している事業等の現状と課題及び今後の推進方策について
8 月 11 日	第 1 回事業部会	・介護保険事業の今後のあり方について ・高齢者就労センターの今後のあり方について ・事業担当理事設置の必要性について
8 月 18 日	第 1 回総務部会	・社会福祉大会について ・費用弁償の見直しについて ・評議員の選任区分の見直しについて ・各種福祉団体に対する助成について
10 月 14 日	第 4 回策定委員会	・介護保険事業等について ・評議員の選任区分の見直しについて ・会費の納入状況について ・地域サロンの推進について
11 月 2 日	第 2 回総務部会	・事務局体制及び勤務条件について ・共同募金事業の推進と歳末見舞金・在宅福祉サービス事業について
11 月 30 日	第 5 回策定委員会	・防災並びに災害時要支援体制の整備について ・小地域福祉活動について ・住民参加型在宅福祉サービスについて

開催日	区分	内容
12月16日	ボランティアセンター運営委員会	・第3・4期地域福祉実践計画について (ボランティア事業について)
12月2日	第6回策定委員会	・社協の現状と課題について ・重点推進項目について ・日常生活自立支援事業と法人後見事業について
平成24年 1月27日	第7回策定委員会	・実施計画について
2月20日	行政関係課意見交換会	・第3・4期地域福祉実践計画(案)について (概要版で説明)
2月21日	第8回策定委員会	・実施計画について ・第3・4期地域福祉実践計画(案)について
3月5日 ～7日	公区長との懇談会	・第3・4期地域福祉実践計画(案)について (概要版で説明)
3月13日	ボランティアセンター運営委員会	・第3・4期地域福祉実践計画(案)について (概要版と実施計画で説明)
3月14日	民生委員・児童委員協議会説明	・第3・4期地域福祉実践計画(案)について (概要版と実施計画で説明)
3月14日	社協職員研修	・第3・4期地域福祉実践計画(案)について (概要版で説明)
4月27日	第9回策定委員会	・第3・4期地域福祉実践計画(案)について
5月17日	第1回理事会	・第3・4期地域福祉実践計画について
5月30日	第1回評議員会	・第3・4期地域福祉実践計画について

3. 社会福祉法人幕別町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定要綱

- 1 主 旨 身近な地域で生活をともにする全ての人々が幸せを感じる地域社会の実現を基本理念とし、地域住民や地域福祉に関わる関係者が地域の福祉課題を共通に認識するとともに、地域福祉活動の目標について合意形成を図ることにより、協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制づくり、社協運営・経営に取り組むことを目的に第3期地域福祉実践計画を策定する。
- 2 策 定 者 社会福祉法人幕別町社会福祉協議会
- 3 策定主管 社会福祉法人幕別町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会
- 4 策定年度 平成22年・23年度（2ヵ年）
- 5 計画期間 平成24年度から28年度の5年間
- 6 計画内容 地域福祉実践計画は、現状と課題、基本目標、そして基本計画、実践計画から構成し、第2期計画の継承・発展及び「幕別町地域福祉計画」と連動して、計画策定を推進する。
- 7 基本目標 「ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり」
～「地域に理解される社協づくり」を目指して～
- 8 策定方法 (1) 地域福祉実践計画策定委員会を設置し、幕別町社会福祉協議会総務部会及び事業部会がこれにあたり計画策定の協議を行う。
(2) 「幕別町地域福祉計画」と連動を図る。
(3) 関係団体等へのヒアリングの実施、公区長との懇談会等による地域課題や解決方法など、地域住民等より多くの意見を集め、計画に反映させる。
(4) 現状分析・課題の整理を行い、既存事業の見直しや新たな課題への対応のための事業の検討を行なう。
(5) 策定委員会の答申を、本会の理事会・評議員会で議決し決定する。
- 9 事 務 局 社会福祉法人幕別町社会福祉協議会に置き、本会全体で推進する。
- 10 補 則 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、策定委員会の答申を終えた時点でその効力を失う。

4. 社会福祉法人幕別町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会設置要領

- 1 主 旨 社会福祉法人幕別町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）設置のため、必要な事項を定める。
- 2 構 成 策定委員会は、社会福祉法人幕別町社会福祉協議会専門部会（以下「社会福祉協議会専門部会」という。）の総務部会及び事業部会の部会員で構成する。
- 3 部 会 (1) 策定委員会に総務部会及び事業部会を設置する。
(2) 部会の構成は社会福祉協議会専門部会と同様の構成とする。
- 4 任 期 委員の任期は、平成23年4月26日から計画の策定を完了するまでの間とする。
- 5 役 員 (1) 策定委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
(2) 委員長は、社会福祉協議会総務部会長がこれにあたり、副委員長は同事業部会長がこれにあたる。
(3) 委員長は、この会を代表して会務を統括する。
(4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。
- 6 会 議 (1) 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。
(2) 委員会は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 補 則 この要領の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、策定委員会の答申を終えた時点でその効力を失う。